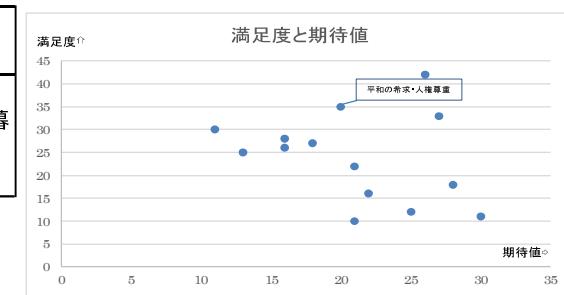


施策評価シート

1 施策概要

まちの姿 1	人権が尊重され、市民が主役となるまち
説明	<p>地域で安心して住み続けるためには、お互いを理解し、認め合い、共に支え合う、人権を尊重する気持ちが地域全体に広がることが大切です。</p> <p>そのため、年齢や性別、障がいの有無や異なる文化・価値観等を認め合う「男女共同参画社会」や「多文化共生社会」といった、多様な主体がお互いを尊重し合う気持ちを醸成し、浸透させることで、誰もが平和に暮らすことができる「人権が尊重されるまち」を目指します。</p> <p>また、市民が主役となったまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自治意識や地域の連帯感を高めていくことが大切です。</p> <p>そのため、多くの市民や団体等が積極的にまちづくりに参加できる様々な機会を設けるとともに、必要な情報発信を行い、多様な主体が活発に活動することができる「市民が主役となるまち」を目指します。また、地域に潜在している市民活動に関心のある方や様々なスキルやつながりを持った方を掘り起こし、協働の裾野を広げていく仕組みづくりを推進していきます。</p>

施策 1 - ①	平和の希求・人権の尊重												
目指す姿	平和の大切さや尊さが継承され、一人ひとりの人権が尊重されるとともに、誰もが地域社会の一員として安心して暮らすことができています。												
R2市民アンケート結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>満足度順位</th> <th>期待値</th> <th>期待値順位</th> <th>差異</th> <th>差異順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35</td> <td>15/27</td> <td>20</td> <td>25/27</td> <td>-15</td> <td>24/27</td> </tr> </tbody> </table>	満足度	満足度順位	期待値	期待値順位	差異	差異順位	35	15/27	20	25/27	-15	24/27
満足度	満足度順位	期待値	期待値順位	差異	差異順位								
35	15/27	20	25/27	-15	24/27								



施策の方向性	人権が尊重される環境づくり
概要	「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例」に基づいた関係機関等との連携、啓発、相談等の実効性のある取組を行っていきます。市民一人ひとりが個人として尊重されるまちづくりを総合的に推進し、人権が尊重される環境づくりに取り組んでいきます。
現状と課題	人権週間に併せた人権パネル展を毎年開催するとともに、人権擁護委員による「人権身の上相談」を実施する等、人権が尊重される環境づくりに努めています。また、人権については、その拠り所となる統一された指針がないこと等から、令和2（2020）年に「人権を尊重しみんなが生きやすい泊江をつくる基本条例」を制定し、市民一人ひとりの人権意識が高まるこにより、人権が守られ、より安心して暮らせるまちを目指しています。

担当部署	秘書広報室・政策室・福祉相談課・子ども政策課・子ども発達支援課・指導室・教育支援課
------	---

2 施策に係る取組内容

No.	事務事業名	事業概要	事業概要	成果
1	各種相談窓口の周知	秘書広報室	○○～	□□～
2	本条例の周知・啓発	政策室	○○～	□□～
3	人権に関する講演会の実施	政策室	○○～	□□～
4	人権に関する意識調査の実施	政策室	○○～	□□～
5	子ども・高齢者・障がいのある方・生活に困窮している方、DVを含めた母子等の相談窓口の実施	福祉相談課、子ども政策課、子ども発達支援課、教育支援課	○○～	□□～
6	児童虐待防止に向けた周知・啓発	子ども発達支援課	○○～	□□～
7	学校における人権教育の推進	指導室	○○～	□□～
8	いじめ問題対策推進	指導室	○○～	□□～
9				
10				

3 指標

No.	指標名	指標の概要	単位	H28	H29	H30	H31	R2	方向性	備考
1	各種相談窓口の取扱件数	△△～	件	●	●	●	●	●	↗	
2	人権に関する講演会の参加者数	△△～	時間	－	－	－	－	*	↗	R2年度新規事業
3	人権に関する研修の実施回数	△△～	回	●	●	●	●	●	↗	
4	hyper-QUアンケートの侵害行為認知群の割合	△△～	%	●	●	●	●	●	↘	
5	hyper-QUアンケートの不満足群の割合	△△～	%	●	●	●	●	●	↘	
6	hyper-QUアンケートの要支援群の割合	△△～	%	●	●	●	●	●	↘	
7										
8										
9										
10										

4 施策に係る取組の事業費

No.	事務事業名	担当課	H28		H29		H30		H31		R2		備考
			決算額	うち 一般財源									
1	各種相談窓口の周知	秘書広報室	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
2	本条例の周知・啓発	政策室	-	-	-	-	-	-	-	-	*	Θ	R2新規事業
3	人権に関する講演会の実施	政策室	-	-	-	-	-	-	-	-	*	Θ	R2新規事業
4	人権に関する意識調査の実施	政策室	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
5	子ども・高齢者・障がいのある方・生活に困窮している方、DVを含めた母子等の相談窓口の実施	福祉相談課、子ども政策課、子ども発達支援課、教育支援課	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
6	児童虐待防止に向けた周知・啓発	子ども発達支援課	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
7	学校における人権教育の推進	指導室	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
8	いじめ問題対策推進	指導室	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	●	▽	-
9													-
10													-
合計			Φ	Σ	Φ	Σ	Φ	Σ	Φ	Σ	Φ	Σ	-

5 総括

取組の総括

6 SDGsとの関係性

No.	目標	説明	関係性
1	【貧困】 貧困をなくそう	 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	●
2	【飢餓】 飢餓をゼロに	 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	
3	【保健】 すべての人に健康と福祉を	 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	
4	【教育】 質の高い教育をみんなに	 【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	●
5	【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう	 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	●
6	【水・衛生】 安全な水とトイレを世界中に	 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	
7	【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	
8	【経済成長と雇用】 働きがいも経済成長も	 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	●
9	【インフラ、産業化、イノベーション】 産業と技術革新の基礎をつくろう	 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	

No.	目標	説明	関係性
10	【不平等】 人や国の不平等をなくそう	 各国内及び各国間の不平を是正する。	●
11	【持続可能な都市】 住み続けられるまちづくりを	 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	●
12	【持続可能な生産と消費】 つくる責任つかう責任	 持続可能な生産消費形態を確保する。	
13	【気候変動】 気候変動に具体的な対策を	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	
14	【海洋資源】 海の豊かさを守ろう	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	
15	【陸上資源】 陸の豊かさも守ろう	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	
16	【平和】 平和と公正をすべての人に	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	●
17	【実施手段】 パートナーシップで目標を達成しよう	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。	●

※説明は外務省の日本語訳を参照しています。